



介護保険施設等における負担限度額が変わります



○近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、令和6年8月から、居住費の負担額の見直しを行います。(第1段階多床室利用者を除く)

▶負担限度額認定とは

低所得の方が施設やショートステイを利用する際の食費・居住費について助成を行う制度です。

・対象者：下記条件に当てはまる方

区分	対象者	預貯金等
第1段階	(1)市民税非課税である老齢福祉年金受給者 (2)生活保護受給者	単身 1,000 万円以下 (夫婦：2,000 万円以下)
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	前年の合計所得+ 年金が 80 万円以下
第3段階①		前年の合計所得+ 年金が 80 万円超 120 万円以下
第3段階②		前年の合計所得+ 年金が 120 万円超
		単身 650 万円以下 (夫婦：1,650 万円以下)
		単身 550 万円以下 (夫婦：1,550 万円以下)
		単身 500 万円以下 (夫婦：1,500 万円以下)

※別世帯に配偶者がいる場合、別世帯の配偶者も市民税非課税であることも条件となります。

・対象サービス：特別養護老人ホーム/介護老人保健施設/介護医療院

短期入所生活介護（ショートステイ）における食費と居住費（滞在費）

※グループホーム/小規模多機能型施設/通所介護/通所リハビリテーションは対象外となります。

・基準費用額（上記表の対象者で該当した段階を参考に下記表をご覧ください）

区分	居住費（滞在費）					食費 【 】はショートステイ
	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型個室		多床室	
			特養等	老健医療院等		
第1段階	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	300 円 【300 円】
第2段階			480 円	550 円		390 円 【600 円】
第3段階①	1,370 円		880 円	1,370 円	430 円	650 円 【1,000 円】
第3段階②						1,360 円 【1,300 円】



今回の改正のポイント

すべての段階においての施設入所者・ショートステイ利用者の**居住費（日額）**の負担限度額が60円引き上げとなりました。すべての段階において食費についての変更はありません（第1段階多床室は居住費についても変更なし）。

▶注意点：新規、更新ともに利用には**申請**が必要です。

真岡市健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係
Tel0285 (83) 8094
郵送先：〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地